

市営住宅駐車場使用料の在り方について

駐車場使用料徴収の現状と考え方

<目的>

受益と負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、
受益者に対しその受益に
応じた一定の負担を求める

入居者負担の公平性の確保

サービスを利用する者と
利用しない者との負担の
公平性を確保する

新設・建替団地から駐車場使用料を徴収

<対象団地> 北彩都団地, 第2豊岡団地(1号棟)

令和3年度包括外部監査による意見

受益と負担の適正化や利用者間の公平性の観点から駐車場使用料の在り方について検討する必要があると意見を受ける

<意見の趣旨>

駐車場によって整備や管理の水準は異なるものの、駐車場を使用しているという事実は同等であり、駐車場を利用している入居者間の公平性が確保されていない

意見を受け徴収方針を検討



新設・建替団地に加え、既存団地からも駐車場使用料を徴収する